

私道下水道管設置内規 ケース別判定表

ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6	ケース7
・CDは公道に面していない。	・分筆されているが、ABの土地は公道に面している。	・分筆されているが、ABの土地は公道に面している。 ・全面に建物なし	・ABの土地は公道に面している。 ・奥2軒はABとは異なる。	・ABの土地は公道に面している。 ・奥2軒はABの建物	・建物なし	・私道部分はAの路地状敷地 ・奥2軒はAとは異なる。
○	×	×	×	×	×	×
	④の条件に合わない	④の条件に合わない	③の条件に合わない	③の条件に合わない	⑤の条件に合わない	②③の条件に合わない
ケース8	ケース9	ケース10	ケース11	ケース12	ケース13	ケース14
・私道部分はAの路地状敷地 ・奥2軒の内1軒はAの建物	・分筆されているが、ABの土地は公道に面している。 ・奥2軒はABの貸家	・CDは公道に面していない。 ・Dの建物は建築確認済書のみ	・分筆されているが、ABの土地は公道に面している。 ・Bの建物は建築確認済書のみ	・Aの土地は公道に面している。 ・Aの建物の内1軒は建築確認済書のみ	・Aの土地は公道に面している。 ・Dの建物は建築確認済書のみ	・位置指定道路 ・CDは公道に面していない。 ・Cに建物なし
×	×	○	×	×	×	×
②③の条件に合わない	④の条件に合わない		④の条件に合わない	③の条件に合わない	③の条件に合わない	⑤の条件に合わない (新要項では位置指定でも不可)
ケース15	ケース16	ケース17	ケース18	ケース19	ケース20	ケース21
・位置指定道路 ・CDは公道に面していない。 ・Cは建築確認済書のみで、Dは建物なし。	・位置指定道路 ・分筆されているが、ABの土地は公道に面している。 ・Bは建築確認済書のみ	・位置指定道路 ・Aの土地は公道に面している。 ・Bは建築確認済書のみ	・路地状敷地	・宅地と私道部分が分筆されている。 ・Aの土地は公道に面している。 ・貸家	・私道部分はAの路地状敷地 ・Aの土地は公道に面している。 ・貸家	・路地状敷地
×	×	×	×	×	×	○
⑤の条件に合わない	④の条件に合わない	③④の条件に合わない	⑤の条件に合わない	③の条件に合わない	②③の条件に合わない	補足4の条件に合う場合は可
ケース22	ケース23	ケース24	ケース25	ケース26	ケース27	ケース28
・路地状敷地	・Aは借地物件	・Bは借地物件	・私道部分はA所有	・分筆されているがAの土地は公道に面している。 ただし、建物は所有者が異なる。	・分筆されているがA・Bの土地は公道に面している。 ただし、建物は所有者が異なる。	・分筆されているがAの土地は公道に面している。 ただし、建物は所有者が異なる。
○	×	○	○	○	○	○
補足4の条件に合う場合は可	⑤の条件に合わない					④のただし書き条件に合致する
ケース29						
・分筆されているがA・Bの土地は公道に面している。 ただし、建物は所有者が異なる。						
○						
④のただし書き条件に合致する						(凡例) 番号 図 解説 内規判断 判断理由 (内規での可否)